

- 西 野 委 員
- 中 川 委 員
- 平 井 委 員
- 大 島 委 員

(別紙) 結核病床増加ノ件

結核患者收容施設ハ一ヶ年ノ結核死亡者數ト同數ニ達セシムルヲ通則トス、本邦ノ結核死亡實數ハ近年常ニ十二萬ヲ上下スルノ趨勢ナルヲ以テ十二萬床ヲ以テ結核病床充實ノ目的トナスヲ妥當トス、然ルニ既設病床ハ約一萬床ヲ算スルヲ以テ殘餘ノ十一萬床ヲ成ルベク短期間ニ整備スルヲ要シ、結核豫防ノ急務ニ鑑ミ毎年約三千床ノ増設ヲ必要ト認ム以上ノ中約二千床ハ之ヲ新設シ、約一千床ハ傳染病院空床ノ如キ利用ニ適スル各種ノ施設ヲ以テ其ノ用途ニ充ツベキモノトス

附 記

結核病床ノ創設費ハ一床約千五百圓ヲ要シ、經常費ハ一床一ヶ年約六百圓ヲ要ス。故ニ一年二千床ヲ

新設スルニハ年々三百萬圓(國庫補助二分ノ一)ヲ要シ、之ニ對シ經常費ハ毎年百二十萬圓(國庫補助四分ノ一)ヲ要ス、以上ノ施設ハ主トシテ市ヲシテ建設ニ當ラシメ場合ニ依リ道府縣ヲシテ之ニ當ラシム

市以外ノ地域ニアリテハ成ルベク傳染病院、隔離病舎等ノ空床其ノ他各種ノ施設ヲ利用セシメントス最近ノ調査ニヨレバ人口三萬以下ノ町村ニ於ケル傳染病床數約一萬五千、隔離病舎ノ病床數約六萬ニシテ近時常ニ多數ノ空床ヲ有スルノ實況ニ徴スルニ結核患者收容ノ爲ニ年々約一千床ヲ遞増利用スルコト困難ナラザルベシ、其ノ經常費ハ營繕費ヲモ加ヘテ一床六百圓ト見積レバ一千床ノタメニ六十萬圓(國庫補助四分ノ一)ヲ要ス、以上ノ施設ハ町村、町村組合若ハ道府縣ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス

(參考) 毎年三千床増設計畫經費調 (當初十年間)

第一 年	都 市		農 村 經 常 費	計
	建 設 費	經 常 費		
第一 年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
第二 年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇

第三年	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇
第四年	三、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
第五年	三、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
第六年	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一二、六〇〇、〇〇〇
第七年	三、〇〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	一四、四〇〇、〇〇〇
第八年	三、〇〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	一六、二〇〇、〇〇〇
第九年	三、〇〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇
第十年	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一九、八〇〇、〇〇〇
合計	三〇、〇〇〇、〇〇〇	五四、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇	一一七、〇〇〇、〇〇〇

毎年三千床増設計畫國庫支出調 (當初十年間)

第一	建設費補助額	市	經常費補助額	農	經常費補助額	村	計
	都		農				
一年	一、五〇〇、〇〇〇			一、五〇〇、〇〇〇			一、六五〇、〇〇〇

第二年	一、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
第三年	一、五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇
第四年	一、五〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
第五年	一、五〇〇、〇〇〇	一二〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇
第六年	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
第七年	一、五〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	四、三五〇、〇〇〇
第八年	一、五〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一二〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
第九年	一、五〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	五、二五〇、〇〇〇
第十年	一、五〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇
合計	一五、〇〇〇、〇〇〇	一三、五〇〇、〇〇〇	八、二五〇、〇〇〇	三六、七五〇、〇〇〇

第十回

昭和八年七月十一日午後二時ヨリ内務省會議室ニ於テ開會
出席者 金杉委員長

宮川、長與、北島、佐伯、栗山、古瀬、田澤、馬淵、合田、西野、

中川、平井各委員

高野幹事

樫田、佐藤(正)、佐藤(秀)各技師

議事ノ經過

一、北島小委員長ヨリ結核豫防相談所擴充ノ件ニ關スル小委員會ノ經過及結果ニツキ報告アリ、審議ノ結果別紙小委員長報告ノ通り可決確定

一、長與委員ヨリ今後ニ於ケル本特別委員會ノ審議ノ範圍ニツキ質問アリ、高野幹事ヨリ從來審議決定ヲ願ヒタル病床増加ノ件、結核豫防相談所擴充ノ件ノ外發病防止、結核豫防法ノ改正、財源等ニツキ審議ヲ得タキ見込ナル旨ヲ答フ

一、長與委員 結核豫防協會ト本委員會ト協同シテ結核豫防ニ關スル更ニ大規模ノ國民運動ヲ計畫實行シテハ如何トノ意見ヲ開陳セラレ、之ニ對シ高野幹事ヨリ御説ノ大運動ト共ニ本會ヨリ他日答申スベキ事項ヲ政府ヲシテ實現セシムルヤウ各關係方面ノ協力ヲ望ム旨ヲ答ヘ午後二時四十分散會

(別紙) 結核豫防相談所擴充ノ件

結核豫防相談所ハ結核豫防施設ノ基礎ヲ爲スモノナルヲ以テ速ニ之ガ普及ヲ圖リ全國ニ互リ結核豫防相談所網ヲ完成スルヲ必要ト認ム

結核豫防相談所ハ一ヶ年結核死亡者百ニ對シ一相談所ヲ設置スル程度ヲ希望スルモ我國ノ現狀ニ鑑ミ差當リ人口十萬ニ對シ一相談所ヲ置クヲ適當ト認ム、即チ六大都市ニ在リテハ凡ソ一區一相談所、其ノ他ノ市ニ在リテハ各市少クモ一相談所ヲ置キ、市以外ノ地域ニ在リテハ人口十萬ニ對シ一相談所ヲ配置スルモノトス、之ヲ合計スレバ六百五十ヶ所ニシテ、之ヲ十ヶ年ヲ期シテ設置スベキモノトス簡易保險、健康保險其ノ他ノ機關ニヨリ設置セラル、結核豫防相談所ハ右ノ計畫外ニ置キ、益々之ガ擴充ヲ期スベキモノトス

附記

結核豫防相談所ノ機能左ノ如シ

- 一 相談及診斷
- 二 患者ノ入院斡旋
- 三 外來患者ノ指導保護及治療
- 四 在宅患者ニ對スル訪問ニ依ル指導保護及治療
- 五 患者家族ニ對スル豫防指導

六 擔當區域内結核患者ノ監察

七 恢復期ニ於ケル指導保護

八 公衆ニ對スル結核豫防撲滅ニ關スル指導教育

結核豫防相談所ノ組織及配置左ノ如シ

結核豫防相談所ヲ甲乙ノ二種ニ分ツ

甲種相談所ニハ二名以上ノ醫師、四名以上ノ看護婦及一名ノ事務員ヲ置キX線装置ノ設備ヲ爲ス

乙種相談所ニハ醫師一名、看護婦二名ヲ置ク

原則トシテ市ニハ甲種相談所ヲ置キ、市以外ノ地域ニ在リテハ甲種一ニ對シ乙種三ノ割合トス

公設結核療養所ニハ成ル可ク結核豫防相談所ヲ併置スルコトヲ望ム

結核豫防相談所ノ設立管理

結核豫防相談所ハ市ノ地域ニ對シテハ市、市以外ノ地域ニ對シテハ町村、町村組合若ハ道府縣之ヲ設

立管理スルモノトス

結核豫防法ノ改正ニヨリ内務大臣ハ市町村、町村組合又ハ道府縣ニ對シ結核豫防相談所ノ設置ヲ命ジ

得ル規定ヲ設ケ、且ツ之ニ對スル國庫補助ノ規定ヲ設クベシ

結核豫防相談所網完成ニ要スル經費概算

(一) 結核豫防相談所創設數

市 部

市 (六大都市ヲ除ク) 一一四

六大都市ノ區 七〇

計 (甲種) 一八四

郡 部

甲種相談所 一一六

乙種相談所 三五〇

總 計

甲種相談所 三〇〇

乙種相談所 三五〇

(二) 結核豫防相談所ノ創設費並ニ經常費概算

甲種相談所

創設費

一ヶ所

八、〇〇〇圓

(内譯) 改

造 費

一、五〇〇圓

又 線 裝 置 三、五〇〇圓

顯 微 鏡 八、五〇〇圓

太 陽 燈 七〇〇圓

診 察 室 用 器 具 一、二〇〇圓

藥 室 用 品 並 器 具 六〇〇圓

經 常 費 一ヶ所 一三、三四〇圓

(內譯) 家 賃 一、二〇〇圓

電 燈 瓦 斯 其 他 六〇〇圓

藥 品 フイルム 其 他 一、二〇〇圓

印 刷 費 及 雜 費 四〇〇圓

人 件 費 (旅費ヲ含ム)

醫 師 二 名 (一 名 三、〇 八 〇 圓) 六、一六〇圓

看 護 婦 四 名 (一 名 七 二 〇 圓) 二、八八〇圓

事 務 員 一 名 (一 名 九 〇 〇 圓) 九〇〇圓

乙種相談所

創 設 費 一ヶ所 二、五〇〇圓

(內譯) 改 造 費 一、〇〇〇圓

診 察 室 並 藥 室 用 器 具 一、〇〇〇圓

顯 微 鏡 五〇〇圓

經 常 費 一ヶ所 六、三二〇圓

(內譯) 家 賃 三〇〇圓

電 燈 其 他 三〇〇圓

藥 品 フイルム 其 他 一、〇〇〇圓

印 刷 費 及 雜 費 二〇〇圓

人 件 費 (旅費ヲ含ム) 三、〇八〇圓

醫 師 一 名 三、〇八〇圓

看 護 婦 二 名 (一 名 七 二 〇 圓) 一、四四〇圓

(參考) 結核豫防相談網十年完成計畫經費調

	甲種相談所		乙種相談所		計
	創設 個數	創設費	創設 個數	創設費	
第一年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	八七,五〇〇	六二二,四〇〇
第二年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	三八四,四〇〇	一,三二二,二〇〇
第三年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	四七四,〇〇〇	一,八〇二,〇〇〇
第四年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	六六三,六〇〇	二,三九一,八〇〇
第五年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	八五三,二〇〇	二,九八一,六〇〇
第六年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	一,〇四二,八〇〇	三,五七一,四〇〇
第七年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	一,二三三,四〇〇	四,一六一,二〇〇
第八年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	一,四三三,〇〇〇	四,七五二,〇〇〇
第九年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	一,六一二,六〇〇	五,三四〇,八〇〇
第十年	三〇	二四〇,〇〇〇	三五	一,八〇二,二〇〇	五,九三〇,六〇〇

第十一回

昭和八年九月十九日午後二時ヨリ内務省會議室ニ於テ開會

出席者 金杉委員長

- 富田、宮川、赤松、北島、佐伯、唐澤、栗山、古瀬、田澤、國府田、馬淵、矢野、
- 西野、中川、山川男、原、平井(代理)、大島各委員
- 高野、南崎、野邊地各幹事
- 濱野、佐藤(正)、佐藤(秀)各技師

議事ノ經過

一、發病防止ニ關スル件ニツキ高野幹事ヨリ一應ノ説明アリ、大西學校衛生官ヨリ虛弱兒童養護施設ニ關シ休暇聚落、養護學級、開放學校ニツキ現況及將來ノ計畫ニツキ説明スルトコロアリ、之ニ關シ委員ヨリ種々質疑應答意見ノ開陳アリ小委員ヲ舉ゲテ審議スルコトニ決シ、委員長ヨリ小委員トシテ左ノ通り指名シ午後三時三十分散會

計	三〇〇	二,四〇〇,〇〇〇	一〇,〇一〇,〇〇〇	三五〇	八七五,〇〇〇	九,四八〇,〇〇〇	三三,七五五,〇〇〇
---	-----	-----------	------------	-----	---------	-----------	------------

佐伯委員
 唐澤委員
 栗山委員
 古瀬委員
 田澤委員
 中川委員
 山川委員
 平井委員
 大島委員

第十二回

昭和八年十月二十四日午後二時ヨリ内務省會議室ニ於テ開會
 出席者 金杉委員長

富田、宮川、長與、北島、唐澤、栗山、古瀬、田澤、馬淵、西野、中川(代理)、小原、山川男、原、平井、大島各委員

高野、野邊地各幹事

濱野、佐藤(正)、佐藤(秀)各技師

議事ノ經過

一、唐澤小委員長ヨリ結核發病防止施設擴充ニ關スル小委員會ノ別紙成案ヲ説明シ異議ナク可決
 一、高野幹事ヨリ結核豫防教育振興ニ關シテ一般的説明アリ、大西學校衛生官ヨリ小學校教科書中ニ現ハレタル衛生教育ニ關スル事項、山川委員ヨリ成人教育ニ就テ、古瀬委員ヨリ社會保險ノ擴大ニ就テ、富田委員ヨリ不良住宅ノ現況及改良ノ狀況ニ就テ、本多内務技師ヨリ市街地建築物法ニ關シテ各説明アリ原委員ヨリ極貧者ニ對スル救護醫療施設ノ擴大、商店ノ少年少女ニ對スル過勞防止方策、農村住宅、雪國住宅ノ改善ヲモ考慮アリタシト希望アリテ本件ハ小委員ヲ舉ゲテ審議スルコトニ決シ委員長ヨリ左ノ十名ヲ之ニ指名シテ午後三時五十分散會

富田委員
 赤松委員
 北島委員
 佐伯委員
 古瀬委員

- 田 澤 委 員
- 中 川 委 員
- 山 川 委 員
- 平 井 委 員
- 大 島 委 員

(別紙) 結核發病防止施設擴充ノ件

結核發病防止施設ハ結核豫防上重大ナル意義ヲ有スルモノナルヲ以テ成ルベク速ニ之ヲ充實スルヲ要ス

乳幼兒ニ對シテハ特ニ結核豫防相談所ヲ活用シテ結核感染及發病防止上養護ヲ必要トスル乳幼兒ノ家庭托兒又ハ特殊機關ヘノ收容保育ニ努メシメ、或ハ各自ノ家庭ニ在リテ適切ナル保育指導ヲ受ケシムルヲ要ス、之ガ爲ニハ或ハ結核豫防ヲ目的トスル乳幼兒收容施設ヲ特設シ、或ハ各種小兒保健施設ト聯絡協調シテソノ效果ヲ増大スルニ努ムベシ

學齡兒童ニ對スル施設ハ主トシテ學校衛生施設ノ完備ニ存ス、就中虛弱兒童ニ對シテ養護學級、養護學校及ビ休暇集團ヲ擴充スルハ目下ノ急務ト認ム、其他學童ニ對スル過勞防止、學校給食、生活指導

等保健養護ノ改善ニ依リ其ノ目的ノ達成ニ努ムベキモノトス
學齡期以後ノ少年及青年期ハ發病防止上最重要ナル時期ナルヲ以テ此ノ年齡階級ニ對シテハ結核豫防相談所ヲシテ特ニ注意セシメ又各種ノ集團生活ニ於テ此ノ點ニ關スル衛生施設ヲ完備セシムベシ
以上ノ施設ニ對シテハ國庫補助等ノ途ニ依リ之ヲ助成スベキモノトス

附 記

養護學級ハ全學童ノ約二・五%タル二十五萬人ヲ收容スル施設ヲ必要トスルモノ差當リ其ノ半數十二萬五千人ヲ目標トシテ普及セシムルヲ適當ト認ム、一學級ノ定員ヲ約二十五名トス
養護學校ハ全學童ノ約一・〇%タル十萬人ヲ收容スル施設ヲ必要トスルモノ差當リ市街地學童ヲ目標トシ其ノ約三分ノ一タル三萬人ニ對シ普及セシムルヲ適當ト認ム、一校定員百人、收容期間四ヶ月ヲ標準トシ順次交替收容スルモノトス

現在全學童ノ約五%ハ虛弱兒童ト認メラルヲ以テ前記ニ施設ニ依ル以外ノ虛弱兒童ニ對シテハ、一般學校衛生ノ活動ニ依リテ日常生活ノ指導ヲ適切ニシ以テ養護ノ達成ヲ期スベキモ、更ニ之ヲ補足セシムルニ依リ短期ノ特殊養護ヲ爲サントスルモノナリ

乳幼兒ニ對シテハ結核豫防ヲ目的トスル收容施設トシテ乳幼兒養護所ヲ特設スルカ又ハ乳幼兒院其他ノ小兒保健施設ノ活用ニヨリ其ノ目的ヲ達成セシメントス

參 考

一 養護學級經費（一學級分）

設 備 費

一、五〇〇圓

經 常 費

六〇〇圓

（之ヲ全國ニ普及センニハ凡ソ五、〇〇〇學級ヲ要ス）

二 養護學校經費（一校分）

設 備 費

六〇、〇〇〇圓

經 常 費

四〇、〇〇〇圓

（之ヲ全國ニ普及センニハ凡ソ一〇〇校ヲ要ス）

三 乳幼兒養護所經費（一〇〇名收容一箇所分）

設 備 費

六〇、〇〇〇圓

經 常 費

四〇、〇〇〇圓

（之ヲ東京、大阪ニ三ヶ所宛、京都、名古屋、神戸、横濱ニ一ヶ所宛ヲ創設セントス）

結核恢復患者ノ保護施設ニ關スル件

結核療養所退所者、結核恢復者及ビ輕症患者ハ多クハ各自ノ家庭ニアリテ療養生活ヲ繼續スルモノナルヲ以テ之ヲ指導保護スルハ結核豫防相談所ノ任務ナルモ之ヲ收容スル特殊機關ノ存在ハ望マシキ事ニ屬ス、即チ保養ホーム、保養農園、保養授産場、保養村落等ノ施設ヲ成ルベク普及セシメ又結核療養所ヲシテ此等ノ事業ヲ行ハシムベキモノトス

第十三回

昭和八年十一月十四日午後二時十五分ヨリ内務省會議室ニ於テ開會

出 席 者 金杉委員長

宮川、長與、北島、佐伯、栗山、古瀬、田澤、國府田、馬淵、矢野、西野、中川、

山川男、平井、大島各委員

高野、野邊地各幹事

濱野、佐藤（正）、佐藤（秀）各技師

飯村、草間各防疫官

議 事 ノ 經 過

一、委員長開會ヲ宣シ結核豫防教育振興ニ關スル件並結核豫防ニ關係アル社會施設擴充ノ件ニツキ北

島小委員長ヨリ小委員會ノ經過及結果ヲ報告シ、之ニ對シ中川委員ヨリ「榮養合理化ニ必要ナル食品ノ普及ヲ圖リ」ト云フ字句ニツキ疑アリテ種々修正意見アリシモ纏ラズ、再ビ小委員會ニ附シ案ヲ得タル上ハ別ニ本特別委員會ニ諮ラズ成案トナスコト、シ、散會後更ニ小委員ニ於テ審議ノ結果別紙ノ通りニ決定ス

一、次ニ結核豫防法ノ改正ニ關スル件ヲ議題トシ高野幹事ヨリ從來ノ實狀ニ徴シ改正ヲ要スト認ムル點ニツキ一應ノ説明アリ、小委員ヲ舉ゲテ審議スルコトニ決シ委員長ヨリ左ノ十二名ヲ之ニ指名シ午後四時散會

- 富田委員
- 長與委員
- 北島委員
- 古瀬委員
- 田澤委員
- 國府田委員
- 合田委員
- 西野委員

- 中川委員
- 山川委員
- 平井委員
- 大島委員

(別紙)

結核豫防教育振興ニ關スル件

結核豫防知識ノ普及徹底ハ結核豫防ノ基礎ナルヲ以テ之ニ向ツテ各方面ノ協力ヲ必要トス

- 一、學校教育ニ於テハ一層衛生ノ教育ニ留意シ教科書ノ改訂教材ノ充實其他適當ノ方法ニ依リ結核豫防上必要ナル衛生思想ノ涵養ニカメ、特ニ師範教育ニ於テハ教育者トシテ指導上必要ナル豫防知識ノ普及徹底ヲ圖ルコト
- 二、社會教育ニ於テハ其ノ指導上衛生思想ノ涵養ニ留意シ就中結核豫防ノ知識普及ニカムルコト
- 三、一般社會ニ對シテモ特ニ結核豫防知識ノ普及ニ留意シ、衛生關係當局、結核豫防團體、衛生團體、社會事業團體等ノ活動ヲ促シ國民ヲ啓發指導シテ最モ適切ナル豫防及療養ノ途ヲ講ゼシムルコト

(別紙)

結核豫防ニ關係アル社會施設擴充ノ件

結核豫防ノ成績ハ國民ノ生活改善ト密接ニ關聯スルモノナルヲ以テ各種社會施設ヲ擴充シ國民生活ノ衛生的向上ヲ圖ルヲ要ス

一、社會保險ニ依ル施設ノ擴大

健康保險ヲ擴大シテ被保險者ノ増加ヲ圖リ、殊ニ結核ニ對スル醫療給付ヲ增大シ且保健施設就中結核豫防施設ノ充實ニ努ムルコト

癩疾保險ヲ創始シ結核患者ノ保護ヲ一層充實スルコト

簡易保險ニ於テモ一層結核ニ關スル豫防並ニ醫療施設ヲ擴充スルコト

二、救療施設ノ充實

救護法ノ擴大ヲ圖リ且各種救療施設ヲ充實スルコト

三、住宅改善

市街地建築物法、不良住宅地區改良法等ヲ活用シ、殊ニ多人數密居スル住宅ヲ改善シテ結核豫防上效果アラシムルコト

住宅政策ヲ確立シ殊ニ農村ノ住宅改善ヲ圖リ、雪國ニ在リテハ特ニ之ニ留意シ以テ結核豫防上ノ效果ヲ期スルコト

四、國民榮養改善

榮養知識ヲ啓發シ、榮養合理化ニ必要ナル食品ノ使用ヲ獎勵シ其他適切ナル榮養改善ノ施設ヲ爲ス

コト

集團生活者ニ對スル榮養向上ノ施設ヲナスコト

五、過勞防止

工場、商店等ニ於ケル勞務時間ノ調節ヲ圖リ、特ニ少年並ニ婦人ニ對シテハ其ノ他ノ勞働條件ヲモ

適正ナラシムルコト

第十四回

昭和九年一月三十日午後二時ヨリ内務省會議室ニ於テ開會

出席者 金杉委員長

富田、宮川、赤松(代理)、長與、北島、佐伯、唐澤、栗山、宮島、古瀬、田澤、國府

田、合田、矢野、西野、中川、山川男各委員

白松、高野各幹事

濱野、佐藤(秀)各技師

草間防疫官

一、委員長開會ヲ宣シ次デ北島小委員長ヨリ小委員會ニ於テ審議ノ結果、別紙成案ヲ得タル旨及之ガ要綱ニツキ説明アリ審議ノ結果小委員長報告通り可決

一、高野幹事ヨリ此ノ次ギハ結核豫防機關ノ充實ニ關スル件、結核豫防費財源ニ關スル件、決議事項遂行ニ關スル件ニツキ審議セラレタキ旨ヲ諮リ、幹事ヨリ一應ノ説明アリタル後各案トモ小委員ヲ舉ゲテ審議スルコト、ナリ、委員長ヨリ左ノ十五名ヲ小委員トシテ指名セラレ午後三時散會

- 富田委員
- 赤松委員
- 長與委員
- 北島委員
- 藤井委員
- 宮島委員
- 古瀬委員
- 國府田委員
- 馬淵委員

(別紙) 結核豫防法中改正ノ件

結核豫防法中左ノ事項ニ付改正スル必要アリト認ム

- 一 結核ノ定義ヲ削除スルコト
- 二 醫師ヲシテ環境上病毒傳播ノ危険アル場合ニ限り結核患者ヲ届出シムルコト
但シ届出ヲ實施スルト共ニ結核療養所、結核豫防相談所ノ擴充ヲ圖リ患者保護ノ途ヲ講ズルコト
- 三 行政官廳ノ健康診斷ヲ施行スル範圍ヲ擴張スルコト
- 四 主務大臣必要ト認ムルトキハ何レノ公共團體ニ對シテモ結核療養所若ハ結核豫防相談所ノ設置ヲ命ジ得ル途ヲ拓クコト

- 合田委員
- 矢野委員
- 中川委員
- 山川委員
- 平井委員
- 大島委員

- 五 市町村ハ結核療養所及結核豫防相談所以外ノ結核豫防施設ヲモ爲スコト
- 六 代用結核療養所ノ制度ヲ設クルコト
- 七 傳染病院又ハ隔離病舎ヲ結核療養ノ爲利用スルノ途ヲ拓クコト
- 八 第四號乃至第七號ニ對シ國庫補助ノ途ヲ拓クコト
- 九 市町村ニ結核豫防委員ヲ置クコト
- 十 結核ニ關スル賣藥ノ取締ヲ嚴重ニスルコト
- 十一 結核豫防事務ニ關係アル公務員ノ默秘義務ヲ規定スルコト

第十五回

昭和九年二月二十七日午後二時ヨリ内務省會議室ニ於テ開會
出席者 金杉委員長

- 宮川、赤松、長與、北島、佐伯、唐澤、栗山、宮島、古瀬、田澤、國府田、合田、
- 矢野、西野、中川、原、平井各委員
- 高野幹事
- 濱野、佐藤(秀)各技師

議事ノ經過

一、結核豫防費ノ財源ニ關スル件外二件ニツキ中川小委員長ヨリ別紙ノ通り報告アリ審議ノ結果何レモ小委員長報告通り決定

一、委員長ヨリ年餘ニ互リ順次審議ヲ續行シ成案ヲ得ルニ至リタルコトニ對シ特別委員及幹事ノ勞ヲ謝シ、中川委員ヨリ委員長ガ一面貴族院ニ於テ結核豫防ニ關シ内務大臣ニ質問セラレタルヲ謝シ、尙進ンデ之ガ建議案ノ提出ニツキ盡力方ヲ希望シ午後三時十分散會

(別紙) 結核豫防費財源ニ關スル件

結核豫防施設ノ充實ニハ多大ノ經費ヲ要スベキモ、國家緊切ノ施設タルヲ顧慮シ格別ノ努力ヲ拂ヒテ所要經費ヲ捻出シ、最短期間ニ於テ所期ノ施設ヲ完備センコトヲ望ム
結核豫防費ノ財源ニ關シテハ種々考究ノ方途アルベシト雖左ノ諸項ニ就テハ特ニ考慮セラレンコトヲ望ム

- 一、健康保險、簡易保險等ノ保險施設資金ヲ活用スルコト
- 二、救護法適用結核患者ノ救護ヲ十分ナラシムルコト
- 三、日本放送協會納付金ニヨル結核豫防ノ效果ヲ益々増大スルコト

- 四、賣藥ニ適當ノ課稅ヲ爲シ之ヲ專ラ結核豫防資金ニ充當スルコト
- 五、化粧品、賣藥部外品、清涼飲料水等ノ課稅ニ就キ考慮スルコト
- 六、富籤ノ新設又ハ競馬ノ開催ニ就キ考慮スルコト
- 七、結核豫防郵券、結核豫防封緘等ニ就キ考慮スルコト
- 八、結核豫防ノ爲ノ特殊公債又ハ課程ニ就キ考慮スルコト

結核豫防機關充實ニ關スル件

結核豫防ハ現下公衆衛生施設中最モ重要ナル事項ニ屬スルヲ以テ、急性傳染病ニ於ケル防疫職員ノ如ク特殊ノ技能ヲ有スル專任職員ヲ中央及地方ニ配置シテ、結核豫防事務ノ系統ヲ整備シ以テ結核豫防施設ノ計畫實施ニ遺憾無カラシメンコトヲ要ス

尙結核專任職員養成ノ施設ヲ爲サレンコトヲ望ム

決議事項遂行ニ關スル件

這次保健衛生調査會ノ審議ニ基キ結核豫防國策ノ樹立ヲ見ルニ至ルベシト雖之ヲ實施シテ其ノ效果ヲ舉グルニ非ザレバ何等得ル所ナキニ終ラン

仍テ結核豫防國策ノ遂行ヲ全ウセンガ爲ニ臨時ニ結核豫防實施ノ促進ヲ趣旨トスル委員會ヲ設ケ、關係官廳並ニ民間團體ノ代表等ヲ委員トナシ、以テ相互ノ連絡統制ヲ圖リ結核豫防施設ノ急速ナル擴充ヲ期セラレンコトヲ望ム

以上

A